

平成 20 年 12 月  
財団法人日本容器包装リサイクル協会

## 市町村への資金拠出制度の概要並びに 拠出委託料のお支払いについて

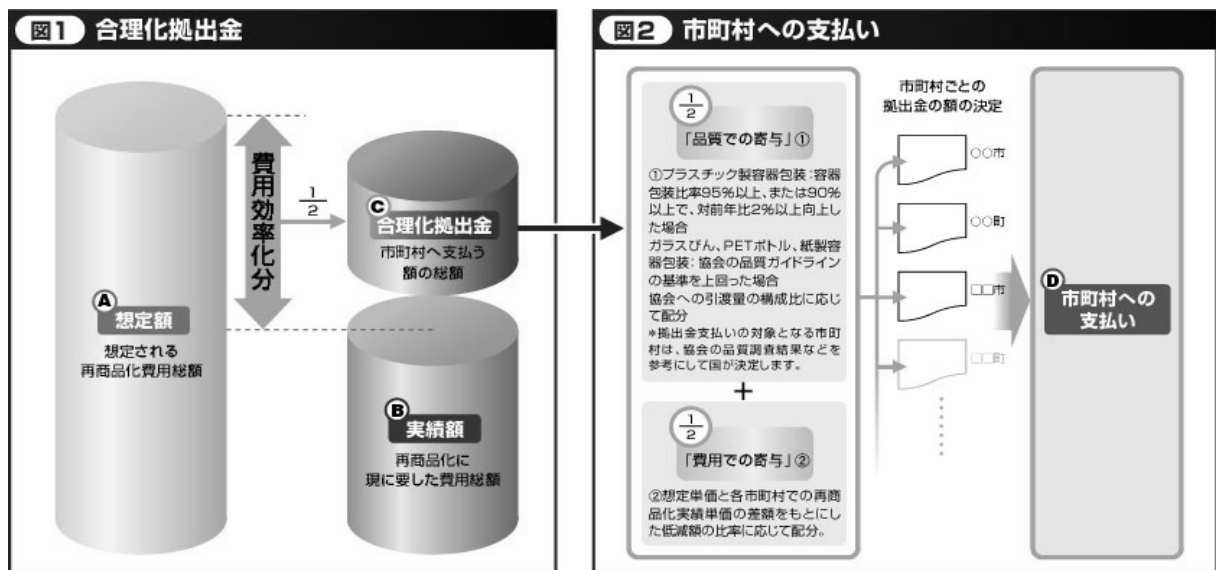
平成 21 年度再商品化委託申込を行っていただくにあたって、平成 20 年 4 月から施行された「市町村への資金拠出制度」の概要と平成 20 年度再商品化委託契約約款に基づく拠出委託料の支払いに係る詳細をご説明します。

### 1. 容器包装リサイクル法（以下、「容リ法」という。）第 10 条の 2 及び施行令第 1 条 2 号の施行に伴う市町村への資金拠出制度について

容リ法では、分別収集は市町村、リサイクルは事業者と役割分担されています。

容リ法 10 年目の見直しが行われた際、事業者と市町村、双方が自らの費用負担の重さを訴え、国の産業構造審議会等の場で議論が積み上げられました。

その結果、特定事業者や市町村、消費者が連携して、社会全体としてリサイクル（再商品化）の合理化・効率化に取り組むという考えに基づき、実際にリサイクルにかかった費用（以下、「現に要した費用」という。）が、予めかかるであろうと想定された額（以下、「想定額」という。）よりも下回った場合は、特定事業者・市町村双方の努力の成果として、その差額の 1/2（「再商品化合理化拠出金」（以下、「合理化拠出金」という。図 1 参照）を、特定事業者から市町村に支払うことが決定され、平成 20 年 4 月 1 日から施行されました。このことを「市町村への資金拠出制度」といいます。



この制度により、特定事業者は、容器包装そのものの軽量化・薄肉化、過剰包装の削減、消費者への呼びかけによるレジ袋排出の抑制などに努め、一方、市町村は、市民に

質の高い分別排出への啓発に努めることなどで、各主体の連携によって社会的コストの低減が図ることとなります。

なお、「合理化拠出金」が支払われるのは、効率化によって「想定額」より「現に要した費用」が下回った場合のみで、その際の各市町村への支払額は、分別収集された容器包装ゴミの品質面と費用面の2つの側面から効率化への寄与度を勘案して決められ、効率化への寄与度の高い市町村に対して支払われます（図2）。他方、寄与度の低い（例えば、品質が悪いなど）市町村への支払いは行われません。

## 2. 平成20年度再商品化委託契約約款に基づく拠出委託料のお支払いについて

平成20年4月1日から容リ法第10条の2及び施行令第1条2号が施行されたことに伴い、特定事業者が平成20年度以降の再商品化義務を履行するために、「再商品化実施委託料」と「拠出委託料」の双方をお支払いいただくことが必要となりました。

平成20年度の再商品化委託申込を行った特定事業者の皆様が当協会と締結した「平成20年度再商品化委託契約約款」の第4条には、平成20年度分の拠出委託料の支払いに係る記載が盛り込まれております。

第4条 甲は甲の再商品化義務の履行のための再商品化の業務を乙へ委託することについて、甲の再商品化義務量に応じて、その予定再商品化委託料として再商品化実施費用（再商品化事業者への支払い額及び協会経費）に係る委託料（以下、「再商品化実施委託料金」という。）及び再商品化合理化拠出金（容器包装リサイクル法第10条の2による市町村への拠出金）に係る委託料（以下、「拠出委託料」という。）を乙に支払う。

※再商品化委託契約約款において、「甲」は各特定事業者、「乙」は当協会を指します。

## 3. 当協会から市町村に対する合理化拠出金の支払いについて

「1.」にて述べたとおり、「現に要した費用」が「想定額」を下回った場合、その差額の1/2に相当する金額が「合理化拠出金」に該当し、「合理化拠出金」は、特定事業者から市町村に支払うこととなります。

なお、市町村に対する「合理化拠出金」の支払いは、個別特定事業者からの再商品化委託を受けた当協会が実施します。

$$\left( \text{A 想定額} - \text{B 現に要した費用} \right) \times \frac{1}{2} = \text{C 拠出金}$$

図3. 合理化拠出金の算出方法

#### 4. 「平成 20 年度 抛出委託単価」の算出手法並びに抛出委託単価について

個別特定事業者の平成 20 年度 抛出委託料は、再商品化実施委託料金と同様に、各特定事業者の再商品化義務量（＝既に申し込んだ契約量）に、素材別の抛出委託単価を乗じて算出します。

抛出委託単価は、図 3 に示した「合理化抛出金」を、「再商品化委託申込量」で除して算出します。抛出委託単価の算出手法並びに算出根拠となる数値を表 1 にお示しします。

表 1. 抛出委託単価の算出手法及び算出根拠となる数値

$$\text{④抛出委託単価} = \frac{((\text{①想定額} - \text{②「現に要した費用」の見込額}) \times 1/2)}{\text{③再商品化委託申込量の総量}} \times 1.05$$

平成20年度分		①	②	(①-②) × 1/2	③	④
		想定額 (円)	「現に要した費用」の見込額 (円)	合理化抛出金 の見込額 注1) (円)	再商品化 委託申込 量の総量 (トン)	抛出 委託単価 (円/トン)
ガラスびん	無色	295,830,613	337,456,512	0	153,800	0
	茶色	354,631,714	395,015,166	0	112,300	0
	その他	552,982,982	611,616,185	0	108,400	0
PET ボトル		748,730,495	75,000,000	336,865,247	281,800	1,300
紙製容器包装		124,681,687	11,600,000	56,540,843	31,700	1,900
プラスチック製 容器包装		53,324,933,384	36,235,038,000	8,544,948,000	849,200	10,600

注1) 計算の結果、(①-②) × 1/2 がマイナスあるいは0 (ゼロ) となる場合は、合理化抛出金は0 (ゼロ) となります。

注2) 合理化抛出金の見込額、再商品化委託申込量の総量、抛出委託単価は端数調整しています。

注3) 市町村への再商品化合理化抛出金は、想定額よりも「現に要した費用」が下回ってはじめて抛出されますが、ガラスびんの場合は「現に要した費用」の方が上回る見込みのため、平成20年度の合理化抛出金は発生しない見込みです。

#### 5. 「平成 20 年度 抛出委託単価」の算出根拠

##### 5-1. 「平成 20 年度 合理化抛出金の見込額」の算出方法について

「想定額」は、「想定単価」(直近の過去3年の、再商品化事業者への支払実績単価の平均値。)に、「想定量」(市町村の毎年の申込量＝契約量。特定事業者負担分のみで、市町村が負担している小規模事業者分は含まれません。)を乗じて算出されます。ただし、プラスチック製容器包装については、再商品化手法によって単価が大きく異なるため、手法毎の「想定単価」に「想定量」を乗じた金額の総和が「想定額」となります。

なお、平成 20 年度分の「想定単価」と「想定量」は既に定められており、表 2 に示した「想定額」は確定しております。

表2. 「想定量」「想定単価」及び「想定額」（平成20年度）

素材別／再商品化手法別		①	②	③
		想定量 (トン)	想定単価 (円／トン)	想定額 (円)
ガラスびん	無色	101,277.170	2,921	295,830,613
	茶色	97,186.000	3,649	354,631,714
	その他	106,671.100	5,184	552,982,982
PETボトル		157,993.352	4,739	748,730,495
紙製容器包装		26,859.476	4,642	124,681,687
プラスチック 製容器包装	材料リサイクル(トレイ)	976.595	43,075	53,324,933,384
	材料リサイクル (トレイ以外)	384,107.760	94,658	
	油化	5,000.000	84,904	
	高炉還元剤化	24,264.480	68,089	
	コークス炉原料化	168,552.160	62,499	
	合成ガス化	65,523.040	65,824	

注1) 想定量は特定事業者負担分のみ。 注2) 想定単価は消費税を含まず。

一方で、「現に要した費用」は、平成20年4月1日から平成21年3月末までに引き取った全ての分別基準適合物の再商品化が終了し、支払いが完了するまで確定することは出来ません。しかしながら、平成21年9月に実施予定の市町村への支払い原資を予め確保するため、特定事業者の皆様には平成21年7月の段階で拋出委託料金をお支払いいただく必要があります。そこで当協会では、表2に示した想定量並びに平成20年4月から8月末までの再商品化実績等、毎年度の傾向値等を参考として、素材別の「現に要した費用の見込額」の算出を行いました。現時点における「平成20年度拋出委託料の見込額」は、「想定額」から「現に要した費用の見込額」を差し引いた金額に、1/2を乗じることで算出しております。

「平成20年度合理化拋出金の見込額」について、表3に整理しました。

表3. 「平成20年度合理化拋出金の見込額」の算出（素材別・総額）

素材別・総額		①	②	③ = (① - ②) × 1/2
		想定額 (円) (※表2③再掲)	現に要した費用の 見込額 (円)	平成20年度合理化 拋出金の見込額 (円)注2)
ガラスびん	無色	295,830,613	337,456,512	0
	茶色	354,631,714	395,015,166	0
	その他	552,982,982	611,616,185	0
PETボトル		748,730,495	75,000,000	336,865,247
紙製容器包装		124,681,687	11,600,000	56,540,843
プラスチック製容器包装		53,324,933,384	36,235,038,000	8,544,948,000

注1) 消費税を含まず。

注2) 計算の結果、(① - ②) × 1/2がマイナスあるいは0(ゼロ)となる場合は、合理化拋出金は0(ゼロ)となります。

注3) 合理化拋出金の見込額は、端数調整しています。

## 5-2. 「抛出委託単価」の算出方法について

当協会では、「平成20年度分の合理化抛出金の見込額」を、当協会が平成20年度分として特定事業者から委託を受ける見込の再商品化委託申込量の総量で除した金額に1.05を乗じることで消費税相当額を含めたトン当たりの抛出委託単価を算出いたしました。

表4. 「平成20年度抛出委託単価の見込額」の算出（素材別・総額）

素材別・総額		①	②	③ = (①/②) × 1.05
		平成20年度合理化 抛出金の見込額（円） （※表3③再掲）注1）	再商品化委託 申込量の総量 （トン）	平成20年度 抛出委託単価
ガラスびん	無色	0	153,800	0円/トン
	茶色	0	112,300	0円/トン
	その他	0	108,400	0円/トン
PETボトル		336,865,247	281,800	1,300円/トン
紙製容器包装		56,540,843	31,700	1,900円/トン
プラスチック製容器包装		8,544,948,000	849,200	10,600円/トン

注1) 計算の結果、合理化抛出金の見込額が、マイナスあるいは0（ゼロ）となる場合は、0（ゼロ）となります。

注2) 「合理化抛出金」不課税。抛出委託単価には、消費税を含む。

注3) 合理化抛出金の見込額、再商品化委託申込量の総量、抛出委託単価は端数調整しています。

したがって、当協会が個別特定事業者の皆様にお支払いいただく抛出委託料は、既にお申込みいただいている平成20年度の再商品化委託申込量（＝再商品化義務量）に、素材別に設定する「抛出委託単価」を乗じて算出させていただきますこととなります。

## 6. 抛出委託料のご請求並びに精算について

個別特定事業者の抛出委託料金は、平成21年6月末に送付する「再商品化予定委託料金請求書」（以下、「請求書」という。）にてご請求させていただきます。

この請求書においては、以下の各項目に係る明細書を添付させていただきます予定です。

表5. 「請求書」の明細項目

請求書の明細項目	
平成21年度再商品化委託申込関連	1) 平成21年度実施委託料
平成20年度再商品化委託申込関連	2) 平成20年度抛出委託料
	3) 平成20年度実施委託料精算金

個別特定事業者の皆様には、1)～3)の金額を一括してご請求させていただきます。なお、平成21年度以降の請求書においては、「抛出委託料精算金」も新たに明細項目に追加されます。